

議 事 日 程（第 1 号）

平成 19 年 3 月 29 日 午後 1 時開会

- 第 1 議長の選挙について
- 第 2 副議長の選挙について
- 第 3 議員提出議案第 1 号 大分県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について
議員提出議案第 2 号 大分県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の制定について
- 第 4 議席の指定について
- 第 5 会議録署名議員の指名について
- 第 6 会期について
- 第 7 議案第 1 号 大分県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し議会の同意を求めることについて
議案第 2 号 大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し議会の同意を求めることについて
- 第 8 議案第 3 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
・平成 18 年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
議案第 4 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
・大分県後期高齢者医療広域連合の休日定める条例
・大分県後期高齢者医療広域連合公告式条例
・大分県後期高齢者医療広域連合監査委員条例
・大分県後期高齢者医療広域連合運営協議会条例
・大分県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例
・大分県後期高齢者医療広域連合職員定数条例
・大分県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例
・大分県後期高齢者医療広域連合職員の再任用に関する条例
・大分県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
・大分県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例

		<ul style="list-style-type: none"> ・大分県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例 ・大分県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例 ・大分県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例 ・大分県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例 ・大分県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 ・大分県後期高齢者医療広域連合議員の報酬及び費用弁償に関する条例 ・大分県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 ・大分県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例 ・大分県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例
	議案第5号	<p>専決処分の報告及び承認を求めることについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分県後期高齢者医療広域連合と大分県との間の公平委員会の事務の委託について
第9	議案第6号	平成18年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
	議案第7号	平成19年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
	議案第8号	大分県後期高齢者医療広域連合議会の定例会条例の制定について
	議案第9号	大分県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制定について
	議案第10号	大分県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の制定について
	議案第11号	大分県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
	議案第12号	大分県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の制定について
	議案第13号	大分県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
	議案第14号	大分県後期高齢者医療広域連合の財政状況の作成及び公表に関する条例の制定について
	議案第15号	大分県後期高齢者医療広域連合特別会計条例の制定について
	議案第16号	大分県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について
	議案第17号	大分県後期高齢者医療広域連合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の制定について
	議案第18号	大分県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の制定について
	議案第19号	大分県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定について

- 議案第20号 大分県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について
- 第10 大分県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の委員の選挙について
- 第11 議員提出議案第3号 大分県後期高齢者医療広域連合長の専決処分事項に関する
条例の制定について
- 第12 大分県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の定数及び委員の選任につい
て

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議長選挙について
- 日程第2 副議長選挙について
- 日程第3 議員提出議案第1号 大分県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定に
ついて
議員提出議案第2号 大分県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の制定
について
- 日程第4 議席の指定について
- 日程第5 会議録署名議員の指名について
- 日程第6 会期について
- 日程第7 議案第1号 大分県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し議
会の同意を求めることについて
議案第2号 大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し議会の
同意を求めることについて
- 日程第8 議案第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
・平成18年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
議案第4号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
・大分県後期高齢者医療広域連合の休日定める条例
・大分県後期高齢者医療広域連合公告式条例
・大分県後期高齢者医療広域連合監査委員条例
・大分県後期高齢者医療広域連合運営協議会条例
・大分県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例
・大分県後期高齢者医療広域連合職員定数条例
・大分県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例
・大分県後期高齢者医療広域連合職員の再任用に関する条例
・大分県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及
び効果に関する条例
・大分県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒に関する手続及

		び効果に関する条例
		・大分県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例
		・大分県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例
		・大分県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例
		・大分県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例
		・大分県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
		・大分県後期高齢者医療広域連合議員の報酬及び費用弁償に関する条例
		・大分県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例
		・大分県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例
		・大分県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例
	議案第 5 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて
		・大分県後期高齢者医療広域連合と大分県との間の公平委員会の事務の委託について
日程第 9	議案第 6 号	平成 18 年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
	議案第 7 号	平成 19 年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
	議案第 8 号	大分県後期高齢者医療広域連合議会の定例会条例の制定について
	議案第 9 号	大分県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制定について
	議案第 10 号	大分県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の制定について
	議案第 11 号	大分県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
	議案第 12 号	大分県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の制定について
	議案第 13 号	大分県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
	議案第 14 号	大分県後期高齢者医療広域連合の財政状況の作成及び公表に関する条例の制定について
	議案第 15 号	大分県後期高齢者医療広域連合特別会計条例の制定について
	議案第 16 号	大分県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及

び財産の取得又は処分に関する条例の制定について

議案第17号 大分県後期高齢者医療広域連合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の制定について

議案第18号 大分県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の制定について

議案第19号 大分県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定について

議案第20号 大分県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について

日程第10 大分県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の委員の選挙について

日程第11 議員提出議案第3号 大分県後期高齢者医療広域連合長の専決処分事項に関する条例の制定について

日程第12 大分県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の定数及び委員の選任について

出席議員（24人）

1番 藤野修二	2番 竹尾允文
3番 辛島雄三郎	5番 諸富忠
6番 太田正美	7番 深田正和
9番 真砂矩男	10番 中山田健晴
11番 古井久和	12番 岩崎菟
13番 内藤純孝	14番 土師辰英
15番 日高嘉己	16番 松野宏司
17番 井上陽一	18番 南仁
19番 市原隆生	20番 萩野忠好
21番 福間健治	22番 徳丸修
23番 長田教雄	24番 衛藤良憲
25番 後藤一裕	26番 桐井寿郎

欠席議員（2人）

4番 濱田豊四郎	8番 神田守
----------	--------

出席した職員

広域連合長	釘宮 磐	副広域連合長	浜田 博
副広域連合長	小林 公明	事務局長	池邊 博康
総務課長	釘宮 一生	事業課長	勝田 憲治
総務課係長	泉 清彦	事業課係長	梶原 浩正
総務課主任	佐藤 照美	事業課主査	浅野 康之

議事の経過

開 会

○事務局長（池邊 博康君）（登壇）

事務局から申し上げます。

大分県後期高齢者医療広域連合設立後の最初の議会でございますので、地方自治法第 107 条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、中津市の南仁議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。議員、議長席へご着席願います。

〔臨時議長着席〕

○臨時議長（南 仁君）

ただいま、ご紹介をいただきました中津市の南でございます。

地方自治法第 107 条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。失礼でございますが、着席して進行させていただきます。

本日の出席議員は、24 人出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、平成 19 年大分県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回臨時会を開会いたします。

午後 1 時開会

開 議

○臨時議長（南 仁君）

直ちに、会議を開きます。

仮議席の指定

○臨時議長（南 仁君）

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席はただいま着席の議席を指定いたします。

ここで、連合長から発言の申し出がっておりますので、発言を求めます。

連合長。

広域連合長あいさつ

○広域連合長（釘宮 磐君）（登壇）

大分県後期高齢者医療広域連合長を務めております大分市長の釘宮でございます。

平成 19 年大分県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回臨時会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

去る 3 月 16 日、広域連合設立に伴う第 1 回臨時会を招集いたしましたところ、県内 18 市町村の議会において選出をされた議員の皆様方には、年度末の多忙な中、本日もご出席をいただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。

また、皆様方には、昨年 12 月の各市町村議会において、今回の広域連合設立に関する議案を、後期高齢者のための新たな医療制度体系を実現する観点から、議論を尽くされ、議決をいただきましたことに、重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

さて、我が国の高齢化は、世界に類をみない早さで進行しており、団塊の世代が高齢期を迎える平成 27 年には、国民の 4 人に 1 人が高齢者となる超高齢社会を迎えようとしております。これまで、国民皆保険の下、誰もが安心して医療を受けることのできる医療制度が実施されておりますが、急速な高齢化など大きな環境変化に対応し、医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するために、健康保険法等の一部を改正する法律が平成 18 年 6 月 21 日に公布をされました。

この中で、老人保健法が改正され、国民協同連帯の理念に基づき、75 歳以上の後期高齢者については、心身の特性等を踏まえ、それにふさわしい医療サービスを提供する新たな医療制度が創設されることとなりました。

この制度は、保険料、現役世代からの支援及び公費を財源とし、都道府県単位ですべての市町村が加入する広域連合が運営することとされ、平成 20 年 4 月 1 日から施行されることになっております。

このため、本県におきましても、制度運営の母体となります広域連合を設立するため、県内全 18 市町村において協議を進め、本年 2 月 1 日に広域連合が設立されました。本日、広域連合議会が開催されることにより、名実ともに、大分県後期高齢者医療広域連合がスタートするものでございます。

今回の臨時会では、特別地方公共団体としての広域連合に必要な各種条例をはじめ、平成 20 年 4 月 1 日の制度実施に向けまして、全市町村をオンラインで結んだ広域連合電算処理システムの構築に必要な平成 19 年度当初予算案などを付議事件として提案をいたしております。

大分県後期高齢者医療広域連合が、後期高齢者ご本人はもとより、御家族をはじめ、県内すべての市町村の皆様のご理解の下に、新しい医療制度の実施に向け、円滑に運営できますよう、どうか、本日もご出席の議員の皆様方には、提出議案について、慎重ご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。私のごあいさつとさせていただきます。

○臨時議長（南 仁君）

ありがとうございました。

次に、広域連合の収入役及び事務局幹部職員の紹介を連合長からお願いいたします。

広域連合の収入役及び事務局幹部職員の紹介

○広域連合長（釘宮 磐君）

それでは、私から紹介をいたします。まずはじめに特別職でございます。

皆様方から見られまして、右端になります収入役の久渡 晃でございます。

次に、幹部職員でございますが、

議長席左側から

事務局長の池邊 博康

総務課長の釘宮 一生

事業課長の勝田 憲治

でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第1 議長の選挙について

○臨時議長（南 仁君）

続きまして、日程第1、「議長の選挙について」を議題といたします。

選挙の方法といたしましては、地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推選の方法がありますが、指名推選の方法で行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（南 仁君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長選挙の方法は、指名推選と決定いたしました。

それでは、お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（南 仁君）

ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

それでは、ご指名いたします。

大分県後期高齢者医療広域連合議長に、長田教雄議員を指名いたします。

ただいま、指名いたしました、長田議員を大分県後期高齢者医療広域連合議会の議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（南 仁君）

ご異議なしと認めます。

よって、長田教雄議員が、大分県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選いたしました。

長田議員が、議場におられますので当選を告知いたします。

この際、議長に就任のごあいさつをいただきたいと存じますので、長田議長、前方の演壇の方へ登壇願います。

議長あいさつ

○議長（長田 教雄君）（登壇）

ただいま、ご推選ご承諾いただきました長田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。県下各地の代表者 26 名、皆様の顔ぶれを見まして、諸先輩そしてまた現議長さんにお集まりいただき、たいへん緊張いたしておりますし、もとより浅学非才でありますけど、皆様のご指導を賜りまして無事職責を果たしたい思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○臨時議長（南 仁君）

ありがとうございます。

以上で、私の臨時議長の職務を終わります。ご協力ありがとうございました。

長田議長、議長席をお願いいたします。

〔臨時議長退席〕

〔議長着席〕

○議長（長田 教雄君）

それでは、日程第2、「副議長の選挙について」を議題といたします。

選挙を行います。

選挙の方法といたしましては、地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推選の方法がありますが、指名推選による方法でご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長選挙の方法は、指名推選と決定をいたしました。

それでは、お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

大分県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、辛島雄三郎議員を指名いたします。

ただいま、指名しました、辛島議員を大分県後期高齢者医療広域連合議会の副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、辛島雄三郎議員が、大分県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選されました。

辛島議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

この際、副議長に就任のごあいさつをいただきたいと存じますので、辛島副議長、前方の演壇へ登壇願います。

副議長あいさつ

○副議長（辛島 雄三郎君）（登壇）

ただいま皆様方の推挙をいただきました、町村を代表して日出の辛島雄三郎でございます。

ただいま議長が申し上げましたように、私もこのような機会は非常に珍しくあるわけでございます、たいへん緊張しながら職責を痛感いたしておるところでございます。

どうか皆様方のご協力いただきながら、後期高齢者医療のますますのご繁栄を祈念しながら、皆様方にお礼のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

ありがとうございました。

○議長（長田 教雄君）

どうもありがとうございました。

それでは、しばらく資料を配りますので休憩します。

日程第3 議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号

○議長（長田 教雄君）

それでは再開いたします。

次に、日程第3、議員提出議案第1号「大分県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○議長（長田 教雄君）

19番、市原議員。

○19番（市原 隆生君）（登壇）

議員提出議案第1号、大分県後期高齢者医療広域連合議会会議規則制定の件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本規則は、地方自治法第120条の規定に基づき、会議の運営に関する手続き及び議会内部の規律等を定めようとするものであります。

なにとぞよろしくご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（長田 教雄君）

ただいまから、議員提出議題第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」「21番」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

21 番、福間議員。

○21 番（福間 健治君）（登壇）

21 番福間健治です。

ただいま議員提案がありました規則の問題について質問をしたいというふうに思っております。

ご承知のとおり、今回の後期高齢者の医療広域連合、高騰する医療費の抑制策の一環としてやられる施策となっております。私どもは大分市の議会でもこの設置条例に反対の立場をとっております。

大きな問題はいろいろあるにせよ、75 歳以上の方々の医療制度についてどのように定めるのかということが、今回の広域連合の大きな目的だと思います。しかし、今日の運営を見てもこの各議会から選出された議員の委員さんばかりです。当事者の意見が一体どこで反映できるのかといった大きな問題があると思います。

私は、ぜひこの規則の制定にあたっては、利害関係者となる当事者がこの委員としてやはりきちんと選任をされると、そういう規則に改めるべきではないかという提案が一つです。

それから二つ目には、これとの関連でやはり仮に当事者の委員さんができないとしても、この規則の中に公聴会等をきちんと設けてこうした当事者の意見をきちんと聞くと、こういう規則を、私は、ぜひこの会議規則の中に盛り込むべきだというふうに思います。

この2点についてご答弁いただければありがたいかなと思っております。

以上です。

〔「はい、議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

池邊事務局長。

○事務局長（池邊 博康君）（登壇）

今、福間議員さんのご質問で当事者の意見を言う場がないのではないかというご質問でありますけれども、広域連合の議会の議員さんにつきましては、各市町村の住民の方の選挙によりまして選挙されておられる議員さんが私ども広域連合の議会の議員になっておられるというかたちで各市町村の方の賛同を選挙で得られました議員さんが我々広域連合の議会の議員さんになられているということから、広域連合の議員は住民の皆様の民意を反映されていると考えております。

それと、公聴会の件でありますけれども、広域連合の運営協議会を条例等で定めまして開く予定にしております。その運営協議会の委員さんにつきましては、各首長さん、大分県、国保連合会等の委員さんを広域連合の運営協議会の委員さんとして、これから条例等を定める中においてご意見を聞いて広域連合の運営に反映させていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（長田 教雄君）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

それでは質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

なければ討論を終結し、採決いたします。

議員提出議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

ご異議なしと認めます。

ご異議ありませんので、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長田 教雄君）

次に、議員提出議案第2号「大分県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○議長（長田 教雄君）

16番、松野議員。

○16番（松野 宏司君）（登壇）

議員提出議案第2号、大分県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例制定の件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、地方自治法第109条の2及び第110条の規定に基づき、議会運営委員会及び特別委員会の設置に関し必要な事項を定めようとするものであります。

なにとぞよろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますよう、お願いいたします。

○議長（長田 教雄君）

ただいまから、議員提出議題第2号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

なければ、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

討論を終結し、採決いたします。

議員提出議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議席の指定について

○議長（長田 教雄君）

次に、日程第4、「議席の指定について」を議題とします。

議席は、議長において指定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

ご異議なしと認めます。

各議員の議席は、お手元に配布いたしております議席表のとおり指定いたします。

日程第5 会議録署名議員の指名について

○議長（長田 教雄君）

次に、日程第5、「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

ご異議なしと認め、ただいまから指名いたします。

会議録署名議員に

12番 岩崎 菟 議員 及び

13番 内藤 純孝 議員

を指名いたします。

日程第6 会期の決定について

○議長（長田 教雄君）

次に、日程第6、「会期の決定について」を議題といたします。

今議会の会期は、本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配布のとおりとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

ご異議ありませんので、会期は1日間と決定いたしました。

日程第7 議案第1号及び議案第2号

○議長（長田 教雄君）

次に、日程第7、議案第1号「大分県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

連合長の説明を求めます。

○議長（長田 教雄君）

釘宮連合長。

○広域連合長（釘宮 磐君）（登壇）

本日ここに、平成19年第1回臨時会を開催し、提出しました諸議案のご審議をお願いするに先立ちまして、大分県後期高齢者医療広域連合の設置に伴う人事案件のうち、副広域連合長の選任につきまして、本案のとおり議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（長田 教雄君）

これから、議案第1号を直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

ご異議ありませんので、採決いたします。

副広域連合長の選任については、原案のとおり

浜田 博 君

小林 公明 君

に同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「大分県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し議会の同意を求めることについて」は、同意することに決定いたしました。

○議長（長田 教雄君）

ここで、副広域連合長の出席を求めることにいたします。

〔副広域連合長 入場・着席〕

○議長（長田 教雄君）

ご出席をいただきましたので、副広域連合長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

順次ご登壇願います。

浜田副広域連合長。

副広域連合長あいさつ

○副広域連合長（浜田 博）（登壇）

皆さんこんにちは。別府市長の浜田でございます。

議長のお許しをいただきまして、ごあいさつ申し上げたいと思います。

新しい広域連合の発足に当たりまして、副広域連合長の選任にご同意をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。

さて、現行の老人医療制度というのは、昭和 58 年に制度が発足いたしまして、国民の老後における適切な医療を確保するために、老人医療費を国民全体で公平に負担するという基本理念によりまして、それぞれの市町村で運営されてまいりました。しかしながら、近年における急速な高齢化に伴いまして老人医療費が増大をすると、こういう状況で、各市町村においては、老人医療制度の運営に大きな財政負担が生じてきたということでございます。

こうした中、平成 20 年 4 月から始まる後期高齢者医療制度というのが、大分県全体を 1 つの区域として広域的な運営をすることでより財政的な安定を図ろうとすると聞いております。また、これまで、国民健康保険、また被用者保険の被保険者であった老人医療受給者は、後期高齢者医療制度の被保険者として、1 つの制度のもとに統合され、従来の老人医療制度は、後期高齢者医療制度として新たに独立した医療保険制度となると理解をいたしております。

このように、医療保険制度が大きく変わる状況のもとで、後期高齢者医療制度において、県内の 75 歳以上の高齢者の皆様が、安定した医療サービスを受けることができるように全力を尽くしてまいりたいと、このように考えております。どうぞ議員の皆様には、ご指導、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。あいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（長田 教雄君）

小林副連合長。

○副広域連合長（小林 公明君）（登壇）

玖珠町町長の小林公明でございます。

このたびは、副連合長に選任のご同意をいただいたことに厚くお礼を申し上げます。

大分県下の75歳以上のお年寄り、被保険者にとりまして、この後期高齢者医療制度、医療の提供ということが、くまなく、そしてまた円滑に進むように議員の皆様方のご指導、また県下の市町村長さんのご指導を受けながら浜田副連合長と一緒にがんばっていきたいというふうに思っております。

どうぞよろしくお願いを申し上げまして、簡単ではございますがお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（長田 教雄君）

次に、議案第2号「大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

本件は、地方自治法第117条の規定により除斥の必要がありますので、後藤一裕議員の退場を求めます。

〔後藤議員 退場〕

○議長（長田 教雄君）

監査委員の選任に関し連合長の説明を求めます。
釘宮広域連合長。

○広域連合長（釘宮 磐君）

引き続き人事案件でございます。監査委員の選任につきまして、本案のとおり議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（長田 教雄君）

これから、議案第2号を直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

ご異議ありませんので、採決いたします。

議案第2号「大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し議会の同意を求めることについて」は、原案のとおり

由川 盛登 君

後藤 一裕 君

に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し議会の同意を求めることについて」は、同意することに決定いたしました。

議員の入場を求めます。

〔後藤議員入場・着席〕

日程第8 議案第3号から議案第5号まで

○議長（長田 教雄君）

次に、日程第8、議案第3号から議案第5号までの、3議案を一括議題といたします。

提案理由について、連合長の説明を求めます。

釘宮広域連合長。

○広域連合長（釘宮 磐君）（登壇）

人事案件に引き続きまして、専決処分いたしました諸議案について、その概要をご説明申し上げます。

まず、議案第3号、平成18年度一般会計予算であります。本年2月1日の広域連合設立に伴う2カ月分の予算であり、予算規模は2,619万6千円でございます。

以下、款ごとに主要施策を中心に、その概要についてご説明申し上げます。

まず、歳入の分担金及び負担金につきましては、関係市町村からの共通経費負担金であり、平成18年3月31日現在の人口を基に、均等割・高齢者人口割・人口割に準じて算出させていただき、計上しております。

国庫支出金につきましては、厚生労働省からの広域連合設立に対する補助金を、また、諸収入につきましては、設立準備委員会からの引継ぎとしての財務会計システム構築への助成金等を計上いたしております。

次に、歳出の総務費につきましては、財務会計システム導入に伴う構築委託料を計上するとともに、設立に伴う備品購入費及び派遣職員の人件費負担金等を計上いたしております。

なお、債務負担行為につきましては、OA機器借上料ほか2件を計上しています。

次に、議案第4号、大分県後期高齢者医療広域連合の休日定める条例ほか18件の条例につきましては、構成市町村の条例に準拠したものとして作成いたしました。

なお、職員の給与に関する条例につきましては、プロパー職員を対象とする条例であり、現在の広域連合職員は構成市町村からの派遣職員でありますため、その適用は、派遣元の当該条例が適用されることとなります。

議案第5号、大分県との間の公平委員会の事務の委託につきましては、公平委員会の事務について効率的な運用を図るため、地方公務員法第7条第4項及び地方自治法第252条第1項の規定に基づき、公平委員会の事務を大分県に委託するものであります。

以上が議案の概要でございます。広域連合設立後、速やかに施行が必要なことから専決処分をいたしましたので、報告し、承認を求めるものでございます。

議員各位におかれましては、何とぞ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長田 教雄君）

それでは、各議案に対する質疑を行います。

質疑は、一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

ご異議なしと認めます。

一括して質疑を行います。

なお、質疑の際は、議案番号と質疑箇所のページをお示しく下さい。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

なければ、これをもって、議案第3号から議案第5号までの3議案に対する質疑を終結いたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

○議長（長田 教雄君）

まず、議案第3号「平成18年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。
議案第3号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

ご異議なしと認めます。
議案第3号は承認することに決定いたしました。

○議長（長田 教雄君）

次に、議案第4号「大分県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例ほか18件の条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて」に対する討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。
議案第4号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

ご異議なしと認めます。
議案第4号は承認することに決定いたしました。
次に、議案第5号「大分県後期高齢者医療広域連合と大分県との間の公平委員会の事務の委託について」に対する討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。
議案第5号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

ご異議ありませんので議案第5号は承認することに決定いたしました。

日程第9 議案第6号から議案第20号まで

○議長（長田 教雄君）

次に、日程第9「議案第6号から議案第20号」までの、15議案を一括議題といたします。

この際、提案理由について、連合長の説明を求めます。

釘宮広域連合長。

○広域連合長（釘宮 磐君）

引き続きまして、提出いたしました平成18年度一般会計補正予算及び平成19年度当初予算のほか、諸議案の概要についてご説明申し上げます。

はじめに、議案第6号、平成18年度一般会計補正予算につきましては、112万円を増額し、補正後の予算総額は2,731万6千円となった次第であります。

その主なものといたしましては、広域連合設立準備委員会会計の決算による剰余金を、諸収入で引き継いだことに伴い関係市町村からの共通経費負担金を減額したものでございます。

なお、増額分については、大分県市町村振興協会の助成金対象事業額の確定によるものでございます。

次に、議案第7号、平成19年度一般会計予算につきまして、概要をご説明申し上げます。

全国的には財政状況は、地方税収等一時の低迷を脱したと言われてはいますが、県下ではまだまだ景気回復には程遠く、併せて三位一体改革による地方交付税や補助金の削減等により、構造的に見て極めて厳しい状況にございます。

このような状況の中にあつて、当広域連合の財源は、構成市町村の負担金に依存していることから、現状置かれている厳しい財政事情の緊急性に鑑み、歳出削減を基本方針とし予算編成を行ったところでございます。

その結果、平成19年度一般会計予算の規模は、6億3,565万5千円となりました。

以下、款ごとに主要施策を中心に、その概要についてご説明申し上げます。

まず、歳入の分担金及び負担金につきましては、関係市町村からの共通経費負担金を計上いたしております。

国庫支出金につきましては、豊の国ハイパーネットワーク等への回線設置工事に対する厚生労働省からの国庫補助金を計上いたしております。

つぎに歳出につきましては、平成 20 年 4 月からの法施行を目前にした具体的な準備を行うための経費を計上しています。

まず、議会費につきましては、議員報酬、議場となります会議室借上料など議会運営に必要となります経費を計上いたしております。

総務費につきましては、後期高齢者医療制度の普及及び啓発用パンフレットの作成費を計上するとともに被保険者証の作成業務委託料、被保険者証送付のための通信運搬費、派遣職員 20 人分の人件費負担金等を計上いたしております。

民生費につきましては、健康手帳作成費を計上するとともに、広域連合及び各市町村に設置する電算処理システム構築に要する経費を計上しています。

債務負担行為につきましては、構内交換電話設備借上料ほか 2 件を計上いたしております。

議案第 8 号、大分県後期高齢者医療広域連合議会の定例会条例につきましては、広域連合の議会の回数について必要な事項を定めるものであります。以降、条例名において「大分県後期高齢者医療広域連合」は、省略させていただきます。

議案第 9 号、行政手続条例については、行政手続法に基づき、処分、行政指導及び届出に関する手続きに関し、必要な事項を定めるものであります。

議案第 10 号、情報公開条例につきましては、住民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を請求する権利を明らかにし、情報公開の総合的な推進に必要な事項について定めるものであります。

議案第 11 号、情報公開・個人情報保護審査会条例につきましては、情報公開及び個人情報の適正な運用を図るため、審査会を置くことについて必要な事項を定めるものであります。

議案第 12 号、個人情報保護条例につきましては、広域連合が保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるものであります。

議案第 13 号、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例につきましては、地方公務員法第 58 条の 2 の規定により、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第 14 号、財政状況の作成及び公表に関する条例につきましては、財政状況の作成及び公表について必要な事項を定めるものであります。

議案第 15 号、特別会計条例につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第 49 条の規定に基づく、特別会計の設置に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第 16 号、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産又は取得に関して必要な事項を定めるものであります。

議案第 17 号、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例につきましては、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第 18 号、財政調整基金条例につきましては、財政の健全な運営に資するため設置する、財政調整基金について必要な事項を定めるものであります。

議案第 19 号、指定金融機関の指定につきましては、地方自治法第 235 条第 2 項及び地方自治法施行令第 168 条第 2 項の規定により、広域連合の公金の収納及び支払事務を取り扱わせるための金融機関を指定するものであります。

つぎに、議案第 20 号、広域計画の策定につきましては、地方自治法第 291 条の 7 第 1 項の規定により、広域連合の基本指針となる、広域連合及び関係市町村が行う事務処理及び役割分担並びに住民に対する広域連合の目標等を定めた広域計画を策定するものであります。

以上、提出いたしました諸議案の説明を終わります。

議員各位におかれましては、何とぞ、慎重ご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申しあげます。

○議長（長田 教雄君）

各議案に対する質疑を行います。

質疑は、一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

ご異議ありませんので一括して質疑を行います。

なお、質疑の際は、議案番号と質疑箇所のページをお示してください。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

質疑なしと認めます。

「議案第 6 号から議案第 20 号」までの 15 議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（長田 教雄君）

これより、順次、討論、採決を行います。

まず、議案第 6 号「平成 18 年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第6号はこれを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

ご異議なしと認めます。

議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長田 教雄君）

次に、議案第7号「平成19年度 大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第7号はこれを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

ご異議なしと認めます。

議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長田 教雄君）

次に、議案第8号「大分県後期高齢者医療広域連合議会の定例会条例の制定について」に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

討論なしと認めます。

討論を終結し、採決いたします。

議案第8号はこれを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

ご異議なしと認めます。

議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長田 教雄君）

次に、議案第9号「大分県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制定について」に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

討論なしと認めます。

討論を終結し、採決いたします。

議案第9号はこれを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長田 教雄君）

次に、議案第10号「大分県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の制定について」に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第 10 号は、これを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長田 教雄君）

次に、議案第 11 号「大分県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第 11 号は、これを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長田 教雄君）

次に、議案第 12 号「大分県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の制定について」に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

討論なしと認めます。

採決いたします。

議案第 12 号は、これを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長田 教雄君）

次に、議案第 13 号「大分県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について」に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

討論なしと認めます。

討論を終結し、採決いたします。

議案第 13 号は、これを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長田 教雄君）

次に、議案第 14 号「大分県後期高齢者医療広域連合の財政状況の作成及び公表に関する条例の制定について」に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

討論なしと認めます。

討論を終結し、採決いたします。

議案第 14 号は、これを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長田 教雄君）

次に、議案第 15 号「大分県後期高齢者医療広域連合特別会計条例の制定について」に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

討論なしと認めます。

よって、討論を終結し、採決いたします。

議案第 15 号は、これを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長田 教雄君）

次に、議案第 16 号「大分県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について」に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

討論なしと認めます。

討論を終結し、採決いたします。

議案第 16 号は、これを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長田 教雄君）

次に、議案第 17 号「大分県後期高齢者医療広域連合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の制定について」に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

討論なしと認めます。

討論を終結し、採決いたします。

議案第 17 号は、これを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長田 教雄君）

次に、議案第 18 号「大分県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の制定について」に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

討論なしと認めます。

よって、討論を終結し、採決いたします。

議案第 18 号は、これを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長田 教雄君）

次に、議案第 19 号「大分県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定について」に対する討論に入ります。

○議長（長田 教雄君）

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

討論なしと認めます。

よって、討論を終結し、採決いたします。

議案第 19 号は、これを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長田 教雄君）

次に、議案第 20 号「大分県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について」に対する

討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

討論なしと認めます。

よって、討論を終結し、採決いたします。

議案第 20 号は、これを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 大分県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の委員の選挙について

○議長（長田 教雄君）

次に、日程第 10「大分県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の委員の選挙について」選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法としましては、地方自治法第 118 条の規定により投票による方法と指名推選の方法がありますが、指名推選の方法でご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

それでは、お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

これより、選挙管理委員会の委員について、お手元に配布いたしております名簿のとおり議長により指名いたします。

河野 浩 君

藤内 豪太郎 君

藤澤 洋右 君

葛西 満里子 君

以上4人を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4人を選挙管理委員会の委員の当選人に決めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、

河野 浩 君

藤内 豪太郎 君

藤澤 洋右 君

葛西 満里子 君

が選挙管理委員会の委員に当選されました。

日程第 11 議員提出議案第 3 号

○議長（長田 教雄君）

次に、日程第 11、議員提出議案第 3 号「大分県後期高齢者医療広域連合長の専決処分事項に関する条例の制定について」を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

○議長（長田 教雄君）

11 番、古井議員。

○11 番（古井 久和君）（登壇）

議員提出議案第 3 号「大分県後期高齢者医療広域連合長の専決処分事項に関する条例」

制定の件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定による広域連合長専決処分の事項を広域連合議会として指定するものであります。

何とぞよろしくご審議の上、ご賛同賜りますよう、お願いいたします。
以上です。

○議長（長田 教雄君）

ただいまから、議員提出議案第 3 号に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

質疑なしと認めます。
よって、質疑を終結し討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

討論なしと認めます。
討論を終結し、採決いたします。
議員提出議案第 3 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

ご異議なしと認めます。
よって、議員提出議案第 3 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 大分県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の定数及び委員の選任について

○議長（長田 教雄君）

次に、日程第 12 「大分県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の定数及び委員の選任について」を議題といたします。

まず、大分県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例第1条第2項の規定に基づき、定数を決定したいと思います。

定数を6人と決定したいと思います。

お諮りいたします。

委員の定数を6人とすることに決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定いたしました。

○議長（長田 教雄君）

次に、議会運営委員会の委員並びに正副委員長の選任を行います。

本選任については、お手元に配布いたしております名簿のとおりそれぞれ選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり選任することに決定いたしました。

次に、議会運営委員会の所管事項に関し、議会閉会中の付託事件として、お手元に配布のとおり付託することにいたしたいと思いますのご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定いたしました。

お諮りいたします。本臨時会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、大分県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第41条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定いたしました。

議会運営委員会選任名簿

(定数6人)

役 職	氏 名	市町村名
委員長	桐井 寿郎	大分市
副委員長	濱田 豊四郎	姫島村
委 員	萩野 忠好	別府市
同 上	井上 陽一	中津市
同 上	松野 宏司	日田市
同 上	内藤 純孝	臼杵市

○議長（長田 教雄君）

以上をもちまして、今臨時会に付議された事件は、全部終了いたしました。

釘宮広域連合長からごあいさつがございます。

釘宮広域連合長。

広域連合長あいさつ

○広域連合長（釘宮 馨君）

3月の臨時会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中、出席いただき、本日の議会が開催できましたことに、まず御礼を申し上げます。

また、提出いたしました諸議案につきましても、皆様のご理解をいただき議決をしていただいたことにつきまして、重ねて御礼を申し上げます。

今後も、後期高齢者医療制度の施行において、重要な課題が山積しております。議員各位には一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会のあいさつとさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

閉 会

○議長（長田 教雄君）

これもちまして、平成19年大分県後期高齢者医療広域連合第1回臨時会を閉会いたします。

午後2時10分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する

平成 19 年 3 月 29 日

大分県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 長 田 教 雄

臨時議長 南 仁

署名議員 岩 崎 菟

署名議員 内 藤 純 孝